



第105回

### 下請法 (6)

今回も引き続き、親事業者の禁止行為について説明します。下請法では、親事業者は、次に掲げる行為をすることによって、下請事業者の利益を不当に害してはならないとされていますので、注意しましょう。

**有償支給原材料品等の対価の早期決済**  
親事業者が有償で支給する原材料等を用いて、下請事業者が物品の製造等を行う場合に、下請事業者が責任がないのに、その原材料等が用いられた物品の下請代金の支払期日より早い時期に、原材料等の対価を下請代金から控除したり、支払わせることです。

### 取引困難な手形の交付

下請代金を手形で支払う際、

銀行や信用金庫などの一般の金融機関で割引を受けることが困難と認められる手形を交付することです。

取引困難な手形とは、手形のサイトが、繊維業では90日、その他の業種では120日を超える長期の手形をいいます。

**不当な経済上の利益の提供要請**  
親事業者が、自己のために、下請事業者者に金銭、役務やその他の経済上の利益を提供させることです。

**下請代金の支払いとは独立して、下請事業者者に協賛金を提供させた場合や、下請事業者の従業員に、委託した取引と関係のない作業を行わせた場合が、これに該当します。**

**不当な給付内容の変更・やり直し**  
下請事業者者に責任がないにもかかわらず、下請事業者の給付の内容を変更させたり、受領した後にやり直させることです。取引先の都合でキャンセルとなったのに、それまでに下請事業者者が要した諸費用を負担しなかった場合や、親事業者やその

取引先の都合でやり直しとなったのに、その対応に下請事業者が要した諸費用を負担しなかった場合が、これに該当します。

次に、公正取引委員会などによる下請法違反行為の取り締まり等について、説明します。

### 立入検査等

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引が公正に行われているか否かを把握するため、親事業者・下請事業者に対する書面調査のほか、親事業者が保存している取引記録の調査や立入検査等を実施しています。

**下請法違反に対する制裁等**  
①親事業者に対する勧告・公表  
公正取引委員会は、親事業者が下請法に違反した場合、違反行為の取り止めや原状回復、再発防止措置を実施するように勧告します。なお、勧告内容は原則として公表されません。

②排除措置命令等  
親事業者が勧告に従わない場合は、独占禁止法に基づく排除措置命令や課徴金納付命令が行

われる場合があります。

### ③罰則

親事業者が下請法に違反する行為(発注書面の交付義務違反など)を行った場合には、違反行為をした親事業者の代表者、代理人や従業員個人のほか、親事業者である会社も罰金刑(最高50万円)に処せられることがあります。

下請法違反の公表により、会社の評判が低下して今後の取引に影響が出る危険性がありますので、下請法を意識して日々の業務を行うことが重要です。



田中伸山  
山下江法律事務所  
副代表・  
弁護士  
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 代表 山下江



広島本部・呉・東広島・福山・岩国支部  
山下江 検索  
広島弁護士会、山口県弁護士会所属

- ☑ 契約書チェック
- ☑ 債権回収
- ☑ 労務問題など

◆ 企業法務相談料30分5千円 (+ 税)  
◆ 案件により着手金無料 (応相談)  
企業法務専門サイトあります  
<https://www.hiroshima-kigyoo.com>



予約電話受付 平日 9~19時 土曜 10~17時  
相談予約専用フリーダイヤル  
なやみよまるく  
0120-7834-09